

JDプログラム編成に当たっての留意点

□概要	□JDプログラムを提供する場合に新たな組織を設置する必要があるか。 (我が国の大学においては、JDプログラムのみを提供する学部・学科、研究科・専攻は認められないため、そのような状況が生じる場合は、我が国の大学において単独で学位を授与できる教育課程を有する新たな組織を設置する必要があること。)
□プログラムの設計	□海外の大学が当該国において必要な質保証が行われている機関であるか。
1)名称	□我が国の大学と海外の大学とのJDであることが明確な名称となっているか。
2)学位記	□我が国の大学と海外の大学とが連名で一つの学位を授与することができるよう学内規則を整備しているか。
2)協定	□海外大学との教育連携の安定的かつ継続的な実施を確保するため、あらかじめ海外大学との間において、学長、理事長等の大学運営に責任を有する者の名義により協定を締結し、各大学ごとの対象人数、教員の配置、教育研究の内容、業務運営、経費の配分、学生に対する責任、授業料等の取扱い、知的財産権の扱い、プログラムの終了時の際の手続その他プログラムの編成及び実施のために必要な運営方針について協定等により取決めを設けているか。 □協定等を設ける際は、各大学が協定を通じてどのような連携活動を展開しようとしているのか、その意思について十分に確認したか。 (例えば了解を得ずに各大学が自らの大学の学生に学位を授与するといった質の保証の観点から適切に責任を果たすことが困難な事態になることのないよう留意しているか。) □協定に基づき各大学との調整や重要事項について協議を行うため、権限を有する者あるいは学長、理事長等から必要な権限を委ねられている者により構成される協議会等を設け、定期的開催することになっているか。
3)参加	□海外の大学が、連携するに当たり十分な教育資源を有している機関であることを確認したか。
4)使用言語	□魅力あるプログラムを構築するとともに、カリキュラムの調整や交流の促進が円滑に行われるよう、双方の大学が英語など共通言語による授業や課程を提供するなどの工夫をしたか。 □各大学それぞれの言語で教育が提供される場合は、学生の円滑な学習が確保されるよう、言語準備課程の充実等を図ることとしたか。
5)学籍	□我が国の大学及び海外の大学に在籍するため、学生に対する責任等につき遺漏がないよう適切に処理することにしたか。
6)選抜	□当該プログラムへの学生の募集に当たっては、タイムスケジュールや費用、学習ワークロード等について十分な情報を事前に周知し、疑義の生じないように配慮したか。 □選抜方法について決定したか(各大学の判断により行うことができるが、我が国の大学及び海外の大学において共同で選抜を行うこともあり得る。)
7)運営	□常設の運営委員会等で随時協議を行うこととしたか。
8)規模	□どれくらいの学生数で当該プログラムを運営するのか、その際、収容定員の変更が必要か検討したか。
□カリキュラムの設計	□カリキュラムの編成に当たり、海外の大学がどのような分野別質保証や職業資格団体による認証等を受けているか確認したか。 □カリキュラムの編成は海外の大学と共同で行ったか。
1)修了要件	□カリキュラムの国際通用性の観点から、学位を取得するにあたり達成すべき能力基準を明確にするとともに、例えばGPAの導入や評価に係る教員間の相互チェックなど、透明性、客観性の高い、厳格な成績評価が行われるよう留意したか。
2)修得単位	□カリキュラムの編成の際には、海外の大学の単位制度(授業時間を含めた学習量や単位の換算方法等)について確認するとともに、学位取得に向けたタイムスケールや履修の順序、単位互換の手続、アカデミックカレンダーの相違等について十分に確認したか。 □コースワークを重視し、授業内容を反映した科目名によるプログラムの構成に留意したか。
3)論文	□論文指導における我が国の大学と海外の大学による共同指導の在り方など、海外の大学及び当該国の制度や実情も踏まえつつ、質の保証が適切に図られるよう、十分に検討したか。
4)学位審査	□提携する海外の大学と十分に協議をした上で共同で学位を審査する際の基準を設ける等により、学位審査を行うこととしたか。
5)指導	□十分な学生指導体制を確保することとしたか。 □特に、構成するプログラムが修士課程又は博士課程の場合、学生が学位に責任を持つ全ての大学の教員から研究指導を受けることができるよう、研究指導教員については、それぞれの学生について学位に責任を持つ全ての大学から教員を主担当又は副担当として定めるなど、適切な措置をしたか。 □留学先の大学においても派遣元大学の教員の指導をオンラインで受けられる等の工夫を講じることとしたか。
6)留学・在学期間	□それぞれの大学において一定期間まとめて授業を受けることができるようなカリキュラム編成などについて検討し、学生が国内と外国の大学の間を移動することに伴う負担を可能な限り軽減したか。 □学生の授業科目の履修や、就職活動を含めた授業外の各種活動に過度な負担を生じさせることのないよう配慮したか。
7)学費・奨学金	□複数の大学に在籍することに伴って生じる授業料等の取扱いにつき、学生の便益に配慮するとともに、双方の大学の学生間で公平が図られるよう留意したか。 □全体を通じて適切な学習環境が確保されるよう、関係大学と十分検討したか。
8)セーフティネット	□学生が履修に失敗した場合の扱いについて事前に定めたか。 □当該プログラムの安定的かつ継続的な実施を確保するため、いずれかの大学がやむを得ない事由により授業科目を開設できなくなった場合にも、学生に対し、当該大学の責任の下に、その授業科目を提供することができるようにしておくなど、あらかじめ、対処方針と必要な方策を定めたか。
9)評価	□日本の当該大学において、JDプログラムを共同で実施する海外の大学とともに学内に「JD委員会」を設置し、プログラムの質保証を行うこととしたか。「JD委員会」の委員には、当該学問分野、あるいは隣接・関連する分野において、博士課程を持ち博士学位授与の実績のある我が国の大学の教授を含めているか。 □認証評価の際に自己点検評価に盛り込んだか。